

町の人口 (3月1日現在) (先月1日比)

人口	7,828人	増	9人
男	3,872人	増	7人
女	3,956人	増	2人
世帯数	4,433世帯	増	3世帯

2月中の異動 転入ほか……32人 (うち出生 5人)
転出ほか……23人 (うち死亡 9人)

各地域の人口・世帯数 (3月1日現在) ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,076	1,815	1,866	3,681
大賀郷	1,471	1,281	1,300	2,581
檜立	301	265	261	526
中之郷	377	348	364	712
末吉	208	163	165	328

第50回 八丈島フリージアまつり開催中!!

4月2日(土)、3日(日)は
フリージアインフィオラータの製作・展示があります。

目次

- 02-05 ▶ 平成28年度施政方針
- 06 ▶ 平成28年度一般会計予算額
- 07-08 ▶ 檜立自治会 対話集会
- 08 ▶ 住民係からのお知らせ／町税の滞納処分を強化しています
- 09 ▶ 税のお知らせ
- 10 ▶ 後期高齢者医療についてのお知らせ
- 11 ▶ 国保だより
- 12 ▶ 国民年金／介護保険のお知らせ
- 13 ▶ 八丈町緊急通報システム事業のご案内／檜立・中之郷地域 敬老会 開催
- 14 ▶ し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ ほか
- 15 ▶ 環境だより／エダシヤク類駆除のため、農薬散布を行います
- 16 ▶ 水道だより／名古の展望のバス停について
- 17 ▶ 教育委員会だより

- 18 ▶ 八丈島歴史民俗資料館 企画展示
- 19 ▶ 図書館からのお知らせ
- 20 ▶ 犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ
- 21 ▶ 町立八丈病院運営協議会議事要旨 ほか
- 22 ▶ 東京都都営交通無料乗車券のご案内と更新のお知らせ ほか
- 23 ▶ 観光 おじゃれ11万人／地熱館の入館料が無料になりました!
- 24 ▶ 母子保健
- 25 ▶ 子どもの定期予防接種のお知らせ ほか
- 26 ▶ 電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」のご案内 ほか
- 27 ▶ 「表示登記の日」無料相談／東京法務局 特設登記所開設 ほか
- 28 ▶ 春の八丈町交通安全運動／町長上京日記
- 29 ▶ 平成28年度地域振興に係る補助事業(第1回)の募集 ほか
- 30 ▶ 八丈島JAZZフェスティバル2016／英会話教室 生徒募集!! ほか
- 31 ▶ がじゅまる広場・とびっこクラブ指導員の募集!!／4月の航路ダイヤ ほか



平成28年度施政方針

八丈町長 山下 奉也

平成28年3月1日（火）

第一回八丈町議会定例会

平成 28 年第一回八丈町議会定例会の開催にあたり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位ならびに住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

【はじめに】

昨年9月から、引き続き町政の重責を担うこととなり、「未来へ躍進」するまちづくりのため、全力を注ぎます。

地方創生の気運が高まりを見せるなか、「八丈町総合戦略」により、人口減少対策と地域経済の活性化に取り組みます。この地方創生の流れを加速し、人材の育成こそ島の発展の基盤であるとの思いから、給付型の奨学金など、次世代のリーダーを育成する制度を作ります。

また、八丈島は、元気に活躍する高齢者が多く、その存在は基幹産業を支える大きな柱になっています。高齢者が活躍できる「まちづくり」のためにも、健康増進につながる施策を着実に推進します。並行して、子育て環境の充実にも積極的に取り組み、女性が安心して社会進出できる体制を後押しします。

一方、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、スポーツに対する気運が盛り上がりを見せています。この大きな流れを的確にとらえ、八丈島の持つ潜在的な可能性を引き出します。

そのための組織の見直しとして、教育課の生涯学習係とスポーツ学習係を統合し、産業観光課観光商工係との機動的な連携ができるよう、体制を整えます。

八丈町の財政事情は、厳しい状況のままですが、行財政改革を引き続き推進する一方、島の未来に必要な施策は、積極的に事業展開を図ることも必要であります。

【主要施策】

〔定住促進〕

移住定住については、仕事、住まいなどを掲載したウェブサイト、ガイドブックを充実し、島内外に向けて情報発信していきます。

また、全国の地域で活躍している地域おこし協力隊については、早期採用に向けて導入地域の選定、業務内容を決定します。

かねてから懸案であった旧末吉小学校の利活用については、複合的活用のできる施設として位置づけ、地域住民の協力をいただきながら、交流人口の増加を目指します。

〔地熱発電利用拡大〕

電力の小売全面自由化など新たな動きもありますが、八丈島のような独立した電力系統における発電事業は、東京電力との連携が不可欠です。電力の安定供給、臭気対策、地域への利益還元など、これまでの検討内容をいっそう精査しながら、東京都、東京電力との連携を深め、新たな地熱発電事業者の選定に向けて取り組みます。

〔公共施設等総合管理計画〕

公共施設等総合管理計画を策定し、長期的視点に立った、老朽化対策の推進による適切な維持管理と修繕の実施、トータルコストの縮減と平準化に取り組みます。また、将来のまちづくりを見据えた検討や、議会・住民との情報および現状認識の共有を図ります。

【防災対応】

ここ数年は、各地で毎年のように大規模災害が発生しています。災害の発生を止めることはできませんが、事前の対策で、被害を軽減させることはできます。災害対策を実効性のあるものにしていくため、防災計画の見直しを行ないます。

【納税】

町税は、地域社会に密着した視点から提供する行政サービスの重要な財源です。引き続き住民の皆様に納期内納付の重要性をご理解いただきながら、税収の確保と納税秩序の維持に努めます。

【個人番号制度】

社会保障・税番号制度の導入に伴い、マイナンバーカードの受付交付を引き続き実施します。交付の際の、本人確認の厳格化や、個人情報漏洩防止など、適切な制度運用を図ります。

【国民健康保険・国民年金】

八丈町国保は、医療費が増加傾向となる高齢者の割合が高く、構造的に極めて厳しい状況にあります。そのような中、滞納処分など収納率向上による収入増を図るとともに、ジェネリック医薬品の普及や特定健康診査の受診率向上など、健康増進事業を推進し医療費減を図ります。

また、国民年金においては、制度の周知を図ってまいります。

【環境衛生】

八丈町に合致した廃棄物の適正な処理を図るとともに、廃棄物の発生抑制への啓発活動を引き続き実施します。

また、大量に発生し住民生活に影響を及ぼすヤンバルトサカヤスデなどの外来生物に対して発生源対策を実施します。

【生活排水処理】

合併処理浄化槽の適正管理の啓発活動を積極的に行い、普及率の向上を図ります。汚泥再生処理センターにおいても汚泥や給食センターなどから排出される生ごみを堆肥化し、自然環境の保全と生活環境の向上を図ります。

【児童福祉】

3歳未満児童の保育ニーズに対応するため、定員を拡大します。子ども家庭支援センターは、子育て応援の拠点として更なる充実に努めます。学童クラブでは、平成 27 年度に専門的な知識を修得した支援員を三根小学校に配置しました。今後も支援員を養成することで質の向上を目指します。

【高齢福祉】

高齢者が地域の中で、いつまでも元気で活動できるように、シルバー人材センターの運営や老人クラブの活動を支援します。平成 28 年度は、大賀郷ゲートボール場の整備を実施します。

【介護保険】

平成 29 年度に予防給付の一部が地域支援事業に移行することを受け、島内の資源を活用した新しい介護予防に取り組みます。また、利用者や家族が在宅で安心した生活が送れるよう関係機関と連携し対応します。

【障がい福祉】

障がい者の方が、自立した社会生活が送れるよう就労支援を継続するとともに、関係機関と連携し、個々のニーズを把握した、きめ細やかなサービスを提供します。

【保健事業】

島外の医療機関にかかる際の交通費の一部補助については、小・中学生の「付き添い」をした方も助成対象とし、島外受診者の負担軽減を図ります。

【温泉事業】

ブルーポート・スパ ザ・BOONの料金を値下げし、温泉を活用した健康増進と利用者の増加を図ります。また、各温泉施設が、観光資源としても快適に利用できるよう施設運営に努めます。

【土木・町営住宅事業】

国からの社会資本整備総合交付金事業においては、災害時に坂下と坂上を結ぶ避難用道路として、中道伊郷名線（通称防衛道路）を道路改良事業で施行します。

市町村土木補助事業においては、桧立中之郷線ほか 10 路線を道路改良事業で施行します。

また、町営住宅については、老朽化した中道団地の建て替え事業を引き続き実施します。既存住宅については、計画的な改修と維持管理に努めます。

【農業関連事業】

農業振興として、新たな制度である中間管理事業において「農業者と農地」に焦点をあて、農地の有効活用に向けて生産施設等の整備を基盤とし、共撰共販体制と産地化を強化します。また、島の食材を中心とした商品開発や加工、販路拡大のための支援を継続します。

「八丈町農業担い手育成研修センター」の規模拡大を行い、3 期生の受け入れをはじめとした新規就農者への支援強化を図ります。

【観光・商工振興】

観光振興については、スポーツ交流、特に学生を対象としたスポーツ合宿に力点を置いた観光誘致の取り組みを継続し、効果的な集客を図ります。

また、東京オリンピック・パラリンピックをひかえ、来日する外国人観光客の増加が見込まれる中で、情報発信も含めその誘致に取り組みます。

商工の振興については、新しい物産展にも積極的に参加して、地産品の宣伝および販売促進に努めます。

また、後継者対策としてふれあい交流事業を継続し定住者の促進に努めます。

【水産業振興】

水産業の振興については、老朽化した漁協施設の基盤整備を実施するとともに、「つくり育てる漁業」の養殖事業については、関係機関で仕組みづくりに取り組みます。

後継者対策としては、新規参入者確保のため漁業担い手確保協議会を中心に効率の良い受入態勢を整えます。

特産品確保のため、ソフト事業活用により加工商品の開発や販路拡大の取り組みにも支援強化を図ります。

【消防】

火災や災害に対処するため、耐震性貯水槽を増設します。消防団員の教育訓練をはじめ、関係機関との協力体制の強化に努めます。また、住民の意識向上を図り、救急講習会や住宅用火災警報器の設置、宿泊施設などの消防設備等設置も推進します。

【給付型奨学資金の創設】

これまでの奨学資金貸付制度と地域医療奨学助成金制度を一本化し、給付型と貸付型を選択できる制度を創設します。給付型は、島において就労することを条件として、島の将来を支える人材の育成に取り組みます。

【総合教育会議】

総合教育会議では、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術および文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策について、協議・調整を行います。

【学校教育の充実・学校給食】

学校教育では、全ての子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな心や体をはぐくみ、たくましく生きていくために、義務教育の9年間を通して、継続的な小中一貫型教育の実施に向け取り組みを推進し、子どもたちの「生き抜く力」を根付かせます。

また、食育推進の観点から学校給食を活用した食に関する指導の充実を図ります。

【生涯学習と文化・スポーツの振興】

三根公民館の建て替えは、平成 28 年度に建設工事に着手し、平成 30 年 4 月の供用開始を目指します。

サイエンスクラブ等の活動は、日本学生科学賞の文部科学大臣賞に輝くなど、毎年実績を上げており、その活動について支援をします。

また、富士ゲートボール場の人工芝の改修を行い、利用者の利便性の向上を図ります。

【水道事業】

生活水の安定供給のため、管路情報システムを活用し、老朽管の布設替えや漏水箇所の改善を図ります。効率的な運営のため、施設の統合や経営状況の改善のため料金改定の検討を進めます。

坂上地区簡易水道と坂下地区上水道は平成 29 年度から事業統合し、八丈町上水道事業としてスタートします。

【一般旅客自動車運送事業（バス事業）】

事業の円滑化を図るため、老朽化した貸切バスの代替購入を行い、受入態勢を整えます。路線バスは、利便性と利用率を考慮した運行系統と経営改善を検討します。

観光客の動向や島内イベントなどと併せた、継続的な誘致活動の実施と観光関係機関と協力を深め、収益の確保に努めます。

【病院事業】

島嶼における医療従事者の確保は厳しい状況下にあります。町広報などでの募集と再任用制度などを積極的に活用し職員確保に努めます。

安定的な運営に向け、東京都や各大学病院との連携により、住民の身近な病院として医療環境の充実を図ります。

【おわりに】

以上、平成 28 年度の主な施策の概要について、申し上げました。

平成 28 年度の各会計の予算額は、一般会計 73 億 9 千万円、特別会計 28 億 6 千万円、企業会計 26 億 9 千万円、合計で、約 129 億 5 千万円であり、前年度と比較しますと、予算総額で 0.3%の減となりました。

これらの施策を、着実に遂行することで「住民が主役のまちづくり」を目指し、住民の皆様のご理解のもと全力で取り組みます。

ここに、重ねて、議員各位ならびに住民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

平成28年度一般会計予算額 73億9,519万円

－前年度比 0.9%減－

歳 入 (単位：千円)		
区分	本年度 予算額 (A)	本年度 予算構成費%
町税	925,605	12.5
地方譲与税	70,241	1.0
地方消費税交付金	161,676	2.2
自動車取得税交付金	19,484	0.3
地方交付税	2,080,000	28.1
分担金および負担金	10,452	0.1
使用料および手数料	227,402	3.1
国庫支出金	345,940	4.7
都支出金	1,938,446	26.2
繰入金	822,001	11.1
諸収入	114,346	1.5
町債	651,400	8.8
その他	28,197	0.4
利子割交付金	1,387	0.0
配当割交付金	10,427	0.1
株式等譲渡所得割交付金	5,963	0.1
地方特例交付金	724	0.0
交通安全対策特別交付金	4,000	0.1
財産収入	5,693	0.1
寄附金	2	0.0
繰越金	1	0.0
合 計	7,395,190	100.0

歳 出 (単位：千円)		
区分	本年度 予算額 (A)	本年度 予算構成費%
人件費	1,192,590	16.1
物件費	1,380,362	18.7
維持補修費	268,043	3.6
扶助費	618,280	8.4
補助費等	723,129	9.8
普通建設事業費	1,835,509	24.8
補助事業費	310,291	4.2
単独事業費	1,525,218	20.6
公債費	777,717	10.5
繰出金	559,649	7.6
積立金	0	0.0
その他	39,911	0.5
災害復旧事業費	7	0.0
投資および出資金	0	0.0
貸付金	26,200	0.3
予備費	13,704	0.2
合 計	7,395,190	100.0

各 会 計 予 算 状 況 (単位：千円)				
会 計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%
一般会計	7,395,190	7,466,055	▲ 70,865	▲ 0.9
特別会計	2,863,945	2,828,793	35,152	1.2
介護保険特別会計	1,038,017	991,533	46,484	4.7
後期高齢者医療特別会計	205,361	190,722	14,639	7.7
国民健康保険特別会計	1,519,088	1,543,838	▲ 24,750	▲ 1.6
浄化槽設置管理事業特別会計	101,479	99,519	1,960	2.0
公営企業会計	2,690,298	2,690,340	▲ 42	0.0
水道事業会計	983,118	951,288	31,830	3.3
一般旅客自動車運送事業会計	163,097	164,911	▲ 1,814	▲ 1.1
病院事業会計	1,544,083	1,574,141	▲ 30,058	▲ 1.9
合 計	12,949,433	12,985,188	▲ 35,755	▲ 0.3

一般会計から特別会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度繰出金 (A)	前年度繰出金 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%
国民健康保険特別会計	209,564	183,963	25,601	13.9
介護保険特別会計	168,295	163,745	4,550	2.8
後期高齢者医療特別会計	132,810	123,417	9,393	7.6
浄化槽設置管理事業特別会計	47,780	48,343	▲ 563	▲ 1.2

一般会計から公営企業会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度繰出金 (A)	前年度繰出金 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%
水道事業会計	16,729	15,563	1,166	7.5
一般旅客自動車運送事業会計	50,375	50,375	0	0.0
病院事業会計	250,789	256,753	▲ 5,964	▲ 2.3

榎立自治会 対話集会

2月11日に行われた「榎立自治会」での対話集会の内容は次のとおりです。

○榎立自治会からの要望

質問 1	榎立公民館の修繕について
	約5年くらい前に榎立公民館の修繕工事が終了したばかりですが、その後シロアリがつきはじめ、厨房の天井からは雨漏りがします。集会室の床板はシロアリに喰われ、何箇所か抜け落ちたり段差ができています。 教育委員会の説明では、公民館の耐震補強工事と併せて床や雨漏りの修繕を行う予定とのことですが、早くても平成30年以降になるそうです。いつまで放置しておくつもりでしょうか。現在すでに危険な状況で、厨房も衛生的に問題があると思いますので、部分的にでも早急に修繕していただき、安全に安心して利用できる施設にしてください。
回答 1	集会室の床の一部がシロアリ被害により、段差ができていますので、補修をします。補修の方針は、相談させていただきながら、検討します。厨房については、使っていない機材の撤去や、シンク戸棚の補修を今年度中に行います。雨漏りについては、雨漏り箇所を特定した後に、補修を検討します。
質問 2	図書館の本やDVDの返却について
	坂上地区の出張所で、図書館で借りた本が返却できるようになり、とても便利になりました。ありがとうございました。しかし、ポスターには「3月31日までの試行です」と書いてあり、4月以降どうなるのか心配です。また、現在は借りたDVDが出張所で返却できず、坂下まで持って行くのが大変です。今後は本といっしょにDVDの返却もできるように試行してもらえないでしょうか。
回答 2	出張所での本の返却は、4月以降も継続して行い、DVDについても、4月から出張所の窓口で返却できるようにします。この際、図書館職員などが、毎日回るのは困難なため、週2日程度回収に回ることになります。また、返却されたDVDが壊れていた場合には、弁償していただいていますので、ご理解のほどよろしくお願いします。今後は、返却ボックスの設置も検討します。
質問 3	道路の段差解消とカーブミラー設置について
	上ノ山博民さん宅前を通る町道の、都道から入った所にある浸透枘と都道との間に段差ができていますので、改善していただけないでしょうか。また、この道が都道に出る所にカーブミラーを設置していただきたい。右側から来る車が見えないので、大変危険です。最近ダンプが頻繁に通ります。対応よろしくお願いします。
回答 3	段差の改善とカーブミラー設置は、1月中旬に工事を実施し、現在では完了しています。

○榎立老人会からの要望

質問 4	地区道整備における伐採木の仮置き場について
	毎年7月下旬に実施している榎立地域の地区道整備に際し、伐採した樹木を三島神社横の空地に仮置きさせてもらえるようになり、安全に作業ができて大変助かっています。地区道整備の日程が中之郷と重なるので、中之郷の処分場へ向かう細道が大型車両で混雑し、そこに運転の慣れていないトラックも加わるため、いつ事故が発生してもおかしくない非常に危険な状況でした。昨年「今回限り」との話があったようですが、作業にあたる地域住民の安全のため、今後も引き続き仮置き場を設定していただけるよう、よろしくお願いします。
回答 4	坂上地区の町道伐採に、ご理解とご協力賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。 今後は町と坂上3地域の自治会と委託契約を結び、委託料としてお支払いすることになります。委託契約には仕様書などが必要になり、伐採前の写真と伐採後の写真、伐採木を仮置きする場合はその場所と、最終的に中之郷処分場に搬入した写真などが必要になります。 また、伐採木の仮置きについては、契約時の仕様書に記載することは可能ですが、仮置きをしてそのまま放置した場合は、完了検査に合格することはできませんので、よろしくお願いします。

○婦人会からの要望

質問5	ゴミの減量について
	昨年発表したゴミ減量の件で、焼却されるゴミを減らすため、通常の可燃ゴミ収集とは別に、枝葉や草を集める日を設けてほしい。また、その費用も負担していただけるでしょうか。
回答5	現在お困りのご家庭があるということですので、平成28年度予算において、4tダンプの借り上げ料を計上し、その対応にあたりたいと考えています。
	生活弱者宅の伐採木を地区の方々の協力により、ごみ集積所まで運んでいただければ、試行として実施したいと考えています。なお、平成28年度は、試行として実施しますので、梶立地域内集積所64箇所のみとしますので、地域の方のご協力をお願いします。

住民係からのお知らせ

■問い合わせ■ 住民課住民係 電話 2-1123

戸籍証明書（戸籍謄本等）の申請について

戸籍の証明は、本籍地の区市町村で取り扱います。八丈町に請求できる方は、八丈町に本籍のある方になります。

本人確認の実施について

戸籍全部事項証明書（謄本）・戸籍個人事項証明書（抄本）などの請求に際して、窓口にお越しの方の本人確認を実施しています。

窓口にお越しの際は、運転免許証、パスポート、住基カード（写真付き）、マイナンバーカード（個人番号カード）などの本人を確認できるものをお持ちください。

委任状について

代理の方が請求する場合は、請求者本人の委任状が必要になります。全文ワープロ作成のものは受理できませんのでご注意ください。また、窓口で請求書に記入する箇所がありますので、請求する戸籍などの本籍・筆頭者・生年月日・請求事由など必要事項を代理の方に正確に伝えてください。

相続などの場合、「〇〇が死亡したことによる手続きのため、△△に提出、□□から□□までの一連の戸籍が各×通」と記入が必要となるほか、被相続人と請求者本人との関係も確認します。関係が確認できない場合、交付できないことがあります。お手元に関係する戸籍がありましたら、コピーで結構ですのでお持ちください。

代理の方と請求者本人との関係や必要な証明書の種類、使いみちによっては委任状が不要となる場合もあります。

転居・転入される方へ

転居や転入など、住所が変わるときにはマイナンバーカード（個人番号カード）や個人番号通知カードの住所欄も変更する必要があります。手続きの際は忘れずにお持ちください。

町税の滞納処分を強化しています

～税負担の公平性を確保するために～

納付にお困りの方は必ずご相談ください

病気や怪我、事業の休廃止などの事情により、納期限までに納付できずにお困りの方は、必ず納付相談を行ってください。役場の業務時間内に来庁できない方は、電話申込により業務時間外（午後5時15分～7時）に納付相談を行っています。

差押などの滞納処分を強化しています

町では、納期限を過ぎても納付いただけない方に対し、文書などにて納付のお願いをしていますが、それでも納付していただけない場合は、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査および財産の差押などの滞納処分を行っています。

■問い合わせ■

税務課徴収係 電話 2-1122

税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課 電話 2-1122

固定資産税（土地・家屋）の縦覧・閲覧

ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋(土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋)の価格(評価額)をみることができます。

○縦覧できる方

縦覧できる方	必要なもの
① 平成28年1月1日時点で町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの
③ ①②の方から委任されている方	III ①②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※ ②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です

【縦覧内容】

- 土地 所在・地番・地目・地積・価格
- 家屋 所在・家屋番号・用途・構造・床面積・価格

【注意事項】

- 縦覧帳簿には所有者氏名は記載されていませんので、必ず地番または家屋番号を指定してください
- ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者氏名や評価の内容をお知らせすることはできません
- 混雑時などにお待ちいただくこともありますので、ご協力をお願いします

【手数料】 ●無料

より詳しい情報が必要な方は以下の課税台帳の閲覧・証明を申請ください。

○課税台帳の閲覧・証明を申請できる方（※証明書には税額は記載されません。）

申請できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方（賃貸借契約書に賃借人として記載されている方、登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方）	II 賃貸借契約書（コピー可）または登記簿謄本（登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方、コピー可）、免許証、保険証など本人を確認できるもの ※ 申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権などの権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人（賃貸借契約書のみの方は該当しません）	IV ②の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※ 申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①③の方から委任されている方	V ①③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの ※ ③の方からの委任状の場合は、IIIに掲げる書類も必要です
⑥ ②④の方から委任されている方	VI ②④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※ ②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です ※ ④の方からの委任状の場合は、IVに掲げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿などの権利を示す書類が必要です
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や、控訴の提起などの申し立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要です

【手数料】 ●証明書：同一所有者で土地3筆または家屋3棟まで300円

●名寄帳：縦覧期間中の所有者本人による閲覧無料

■縦覧期間 4月1日(金)～5月31日(火) ※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

後期高齢者医療についてのお知らせ

後期高齢者医療保険料について

皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費の自己負担分（1割または3割）を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約5割を公費（国・都・区市町村）、約4割を現役世代からの支援金で負担します。

保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費などに応じて定めることになっています。平成28、29年度（平成28年4月1日～平成30年3月31日）の保険料率は、平成28年1月の広域連合議会において議決されました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解いただきますようお願いいたします。

保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額

被保険者1人当たり
42,400円

+

所得割額

賦課のもととなる所得金額※
× 所得割率 9.07%

=

保険料額（年額）

100円未満切捨て
（限度額 57万円）

※ 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 33 万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33 万円以下で被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、その他の所得がない	9割
33 万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33 万円 + (26 万 5 千円×被保険者の数) 以下	5割
33 万円 + (48 万円×被保険者の数) 以下	2割

* 65歳以上（平成28年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。ただし、所得割額の計算では適用されません。

* 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

【所得割額の軽減】

保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

* ①②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

	賦課のもととなる所得金額	軽減割合
①*	15 万円以下	100%
②*	20 万円以下	75%
③	58 万円以下	50%

◎保険料の軽減には、所得の申告が必要となる場合があります。

【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、均等割額が9割軽減された額となり、所得割額はかかりません。

■問い合わせ■ 制度のこと 広域連合お問合せセンター 受付時間：平日午前9時から午後5時
電話 0570-086-519（IP 電話、PHS からは 03-3222-4496）
FAX 0570-086-075

個別のご相談・個人情報を含むこと 住民課医療年金係 電話 2-1123

国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話 2 - 1123

医療機関に入院したときの食事療養標準負担額および生活療養標準負担額が改正されました。

◎食事療養標準負担額

対象となる世帯		食事療養標準負担額 (自己負担額)
住民税課税世帯 (下記以外の方)		1食につき 460 円 (ただし、平成 28 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日までは 1食につき 360 円)
下記に該当しない小児慢性特定疾病児童など または指定難病患者		1食につき 260 円
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	過去 12 カ月の入院日数 90 日まで	1食につき 210 円
	過去 12 カ月の入院日数 90 日超え	1食につき 160 円
住民税非課税世帯低所得Ⅰ		1食につき 100 円

◎生活療養標準負担額（入院医療の必要性の高い患者）

対象となる世帯		食事療養標準負担額 (自己負担額)	※居住費は かかりません
住民税課税世帯 (下記以外の方)	厚生労働大臣が定める者	1食につき 460 円 (ただし、平成 28 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日までは 1食につき 360 円)	
	指定難病患者	1食につき 260 円	
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	過去 12 カ月の入院日数 90 日まで	1食につき 210 円	
	過去 12 カ月の入院日数 90 日超え	1食につき 160 円	
住民税非課税世帯低所得Ⅰ		1食につき 100 円	

※入院医療の必要性の高い患者以外の患者の生活療養標準負担額については現行どおり、居住費として 1 日あたり 320 円がかかります。

※住民税非課税世帯、低所得Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要です。医療年金係窓口で申請してください。

◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆国保税は国保制度の重要な財源です。納め忘れのないようご注意ください。

◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

◆病気や事故などにより保険税の納付が困難な方には、申請による減免制度がありますのでご相談ください。

※その他、国民健康保険証や制度について分からないことや、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

国民年金

■住民課医療年金係 電話 2-1123
 ■港年金事務所 電話 03-5401-3211
 ■日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

【平成 28 年度の国民年金保険料は 16,260 円です】

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、平成 17 年度から平成 29 年度までの間、年度ごとに引き上げられます。

これにより、平成 28 年度の保険料については、16,260 円（前年度比+ 670 円）となります。

なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期内に納めましょう。

【国民年金前納割引制度（現金払い）について】

国民年金保険料は一定期間の保険料をまとめて納めることで、割引となる「前納制度」があります。

前納の仕方	毎月納付	現金前納
1 年度分	195,120 円	191,660 円（3,460 円割引）
6 カ月分	97,560 円	96,770 円（790 円割引）

※ 1 年度分・6 カ月分前納用の納付書は、4 月上旬に発送します。

※ 現金前納のお支払い期間は 4 月 1 日（金）から 5 月 2 日（月）までです。

※ 現金払いでの前納は、1 年度分（12 カ月分）や 6 カ月分だけではなく、任意の月分から年度末までの分を前納することも可能です。この場合、別の納付書が必要となりますので、年金事務所まで問い合わせください。

各種問い合わせ ※第 2 土曜日を除く祝日はご利用になれません。

●一般的な年金相談に関する問い合わせ（ねんきんダイヤル）

0570-05-1165（ナビダイヤル） PHS、IP 電話、海外からは 03-6700-1165（一般電話）

受付時間 月 曜 日：午前 8 時 30 分～午後 7 時 火～金曜日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

第 2 土曜日：午前 9 時 30 分～午後 4 時

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7 時まで受付。

●ねんきん定期便・ねんきんネット・ねんきん特別便に関する問い合わせ

0570-058-555（ナビダイヤル） PHS、IP 電話、海外からは 03-6700-1144（一般電話）

受付時間 月～金曜日：午前 9 時～午後 7 時 第 2 土曜日：午前 9 時～午後 5 時

●国民年金保険料後納制度（保険料の納付の延長）に関する問い合わせ

0570-011-050（ナビダイヤル） PHS、IP 電話、海外からは 03-6731-2015（一般電話）

受付時間 月 曜 日：午前 8 時 30 分～午後 7 時 火～金曜日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

第 2 土曜日：午前 9 時 30 分～午後 4 時

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7 時まで受付。

介護保険のお知らせ 介護保険料特別徴収（仮徴収）について

4 月中旬に介護保険料「仮徴収額決定通知書」を発送します

○特別徴収とは・・・

年金を年額 18 万円以上受け取っている場合、原則として年金から介護保険料を天引きします。この方法を特別徴収といい、仮徴収と本徴収の 2 つがあります。

仮徴収	4・6・8 月の年金から前年度の介護保険料を暫定的に天引きします。
本徴収	10・12・2 月の年金から今年度決定した介護保険料を天引きします。

※なお、年間の介護保険料の計算を行う際に、仮徴収した金額との調整を行い、6 月下旬に「平成 28 年度介護保険料額決定通知書」として本徴収額をお知らせします。

■問い合わせ ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

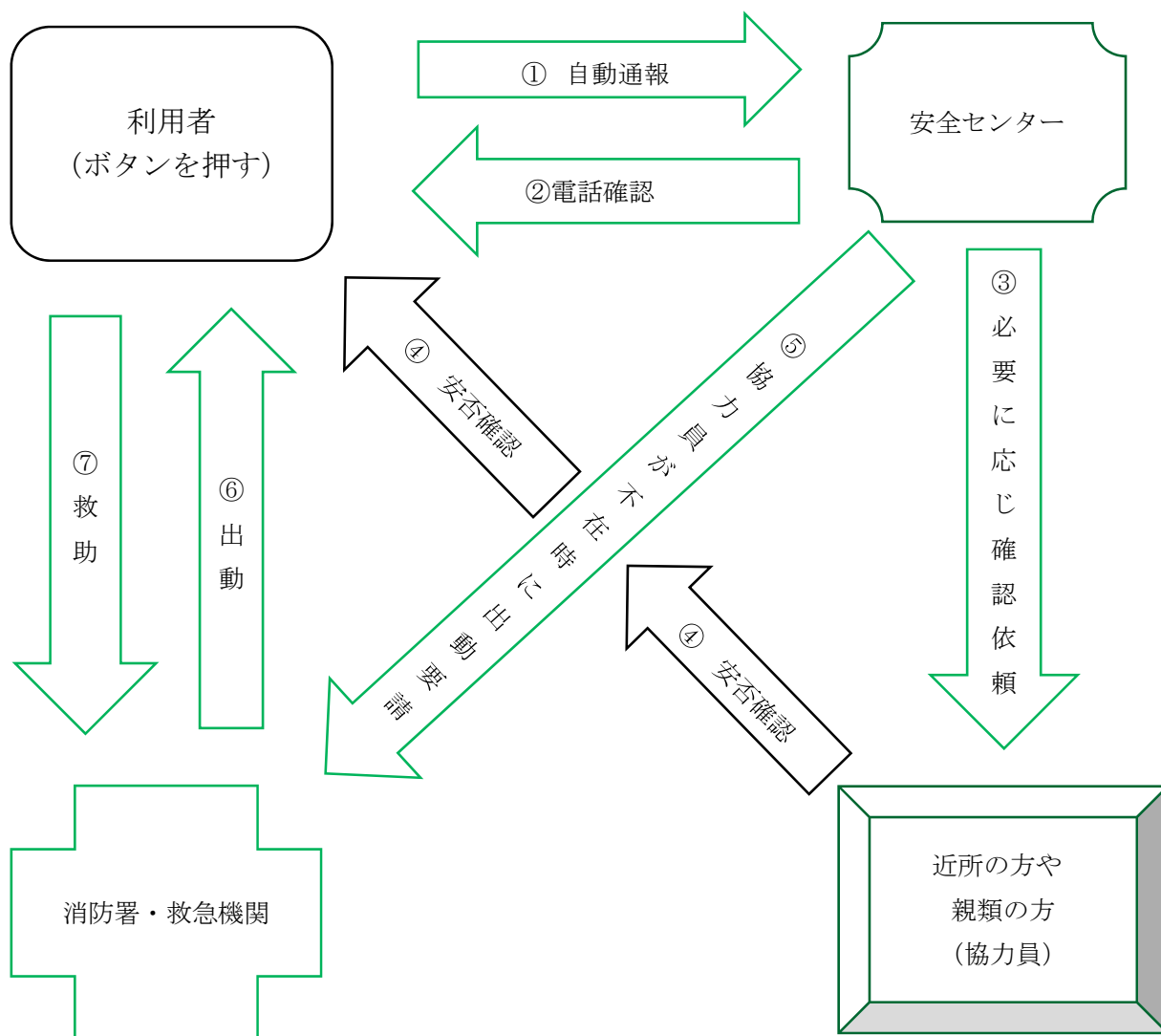
八丈町緊急通報システム事業のご案内

八丈町緊急通報システムとは、町内に住所を有する 65 歳以上の一人暮らし、または 65 歳以上の方のみで構成される世帯の高齢者に対して緊急通報装置を貸与することにより、不慮の事故や病気の急変などの緊急事態発生時に緊急通報センター（安全センター）を通じて迅速で適切な対応を行う事業です。

緊急時にボタンを押すだけで、八丈町が業務委託している島外の安全センターに自動通報され、必要に応じてあらかじめ利用者が登録依頼されている協力員（親族・近隣の方）や八丈町消防本部に出動依頼を行います。

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

【緊急システムの仕組み】



檜立・中之郷地域 敬老会 開催！！

高齢者の方々への感謝と長寿をお祝いする敬老会を檜立・中之郷地域で開催します。

◎日 時 両地域とも4月17日（日）午前11時～午後1時30分

◎会 場 檜立地域：檜立公民館 中之郷地域：中之郷公民館

※対象者は 70 歳以上の方（昭和 22 年 4 月 1 日以前に生まれた方）です。

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・4土曜日、日曜日、祝日です。収集運搬が必要な方は休業日前に申し込みください。

4月のし尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は次のとおりです。

3日 (日)	9日 (第2土)	10日 (日)	17日 (日)
23日 (第4土)	24日 (日)	29日 (金・祝)	

収集運搬業務の受付時間 午前8時～午後4時

収集運搬業者 (株)八丈島衛生総合企画 電話番号 2-0855

○一般廃棄物処理手数料(し尿・浄化槽汚泥)の減免のお知らせ

次の要件に該当する方は、減免の申請をし、承認されると、手数料がかかりません。

- ◎**免除要件** ①天災の罹災者 ②生活保護世帯
③70歳以上の高齢者のみの世帯で生活困窮者

◎**申請場所** 住民課浄化槽係または各出張所

○浄化槽清掃作業経費の住民負担軽減措置について

浄化槽の清掃作業に要する経費の一部を1年度につき1回負担します。

◎**対象条件** (町の設置および町へ寄付した浄化槽ではない浄化槽が対象)

- ①環境大臣が指定する構造に適合する浄化槽であること
②事業所以外の住宅(主に住宅として使用されているもの)および小規模店舗が併設されている住宅に設置されているもの
③浄化槽法に基づき保守点検(法第10条)、清掃(法第10条)、法定検査(法第7または11条)を実施しているもの

※**申請者に町に対しての滞納がある場合、軽減措置の対象になりません。**

○手数料、使用料などの納め忘れはありませんか？

し尿・浄化槽汚泥の汲取り手数料や、町設置の合併処理浄化槽の使用料などは納期限内に納めてください。納入通知書を紛失されても会計課および各出張所でお支払いできます。

汚泥再生処理センター肥料の有料配布を実施します

今年度も汚泥再生処理センター肥料の有料配布を行います。申し込み上限や、受付場所に変更点がありますのでご注意ください。

受付期間：4月18日(月)～22日(金) **申込上限**：1世帯 35袋まで

受付場所：住民課浄化槽係および三根出張所を除く各出張所

申し込み時に肥料袋詰手数料(肥料代)をお支払いください。

肥料代：1袋100円(10kg) **配布場所**：汚泥再生処理センター

配布日時：5月7日(土)から11月19日(土)までの第1、第3、第5水・土曜日

午前10時から正午、午後1時から3時の間

肥料内容：窒素全量3.1%、りん酸全量4.0%、加里全量0.5%未満、その他水分等有機物

諸注意 次の注意点について、あらかじめご了承ください。

- ①申込多数により、年間生産量見込みを超えた時点で、受付は終了します。
②肥料受取時に、肥料袋詰手数料の領収書の提示が必要です。車両の最大積載量を超過する場合は複数回に分けてお渡しすることになりますのでご注意ください。
③当初在庫が無くなった後の受渡しについては、生産量に応じて実施しますので、配布日時が大幅に遅れる場合があります。

■問い合わせ■ 住民課浄化槽係 電話 2-1123

環境だより

■問い合わせ ■ 住民課環境係 電話 2-1123

○中之郷埋立処分場

現在、中之郷埋立処分場では坂上地域住民の方に限り、粗大ごみ（家電4品目および、パソコンを除く）の搬入を受け付けていますが、4月より試験的に申請書による粗大ごみの搬入を実施します。

- ・申請書は、住民課環境係（1階4番窓口）、各出張所、中之郷埋立処分場で配布します。
- ・処分場では、運転免許証により本人確認を行います。※代理人の持込みも可能です。
- ・対象は粗大ごみに限り、伐採木に関しては申請書の必要はありません。

家電4品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）、坂上地域外の方や、事業者の方の粗大ごみは有明興業（株）八丈島営業所（電話 2-4165）に持ち込んでください。

パソコンはパソコンリサイクル対象品です。製造メーカーへ問い合わせで処分してください。

○アズマヒキガエル

発生地域および生態調査を実施しています。島内でアズマヒキガエルを見かけた時は、ご連絡ください。アズマヒキガエルは、他のカエルと比べて動きが俊敏ではありませんが、刺激を与えると目の後ろの耳腺という器官から毒を出しますので、十分に注意してください。

○正しいごみの分別をお願いします！

集積所に残されたシールの貼られたごみ袋は、正しい分別がされていないため収集できないと判断されたものです。次のような場合は収集できませんのでご注意ください

- ①布団や毛布、ロープやひもなど、広がるものや長いもの
50cm以内に切って出してください。（長いままですと焼却炉の故障や、火災の原因になります。）
- ②燃えるごみに空き缶や空きびん、ライターなどが分別されずに混入している袋
- ③資源ごみの空き缶については、飲料用缶のみ収集します。
缶詰などの缶は金属ごみで出してください。また、必ず中身を空にして、水洗いをしてから出してください。

○粗大ごみの個別回収（有料）

集積所に出不せない粗大ごみは、有明興業（株）八丈島営業所に持ち込んでください。

布団などの寝具類は粗大ごみです。集積所には出さないでください。

持込みができない場合は、家電4品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）以外の粗大ごみの個別回収を有料（1個 1,000円 1個追加ごとに 500円）で行います。

個別回収申込：八丈島衛生総合企画 電話 2-0855（月～金）

エダシヤク類駆除のため、農薬散布を行います

毎年5月に大量発生する森林害虫であるエダシヤク類（通称・シャクトリ虫）駆除のため、農薬散布を実施します。希望される方は申し込みください。

■散布予定日 5月9日（月） ※天候などにより実際の散布日は前後することがあります。

■散布地 現況が森林の土地 ※市街地付近には散布しません。
※隣接地に畑がある場合には散布しません。

■散布する薬剤 エスマルクDF（自然界に広く存在している細菌の殺虫力を利用した農薬の一種で、人や動植物への影響が極めて少ないものです。）

■料 金 無料

■申込窓口 産業観光課産業係または各出張所

■申込期間 4月1日（金）～15日（金）

申請には諸条件がありますので、詳しくは問い合わせください。

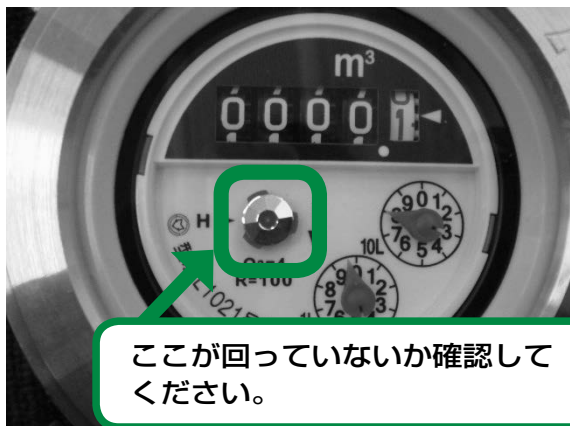
■問い合わせ ■ 産業観光課産業係 電話 2-1125

水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道係 電話2-1128

◆毎日使わない水道でも確認を！

普段生活している家の水道メーター以外にも、無断使用や配管など給水装置の漏水を防ぐために、管理されている畑や空き家などもこまめに確認してください。水道メーターの青い蓋を開けると、赤と銀の羽根車が見えますので、蛇口が全て閉じた状態でも動いているようなら漏水している可能性があります。漏水が疑われる場合は、町指定給水装置工事事業者に調査・修理を依頼し、長期不在や普段使用しない場合には、メーター横にある止水栓を止めるなど、漏水防止にご協力ください。



ここが回っていないか確認してください。

丸ハンドルは時計回りの方向へ、蝶ハンドルは配管と垂直にすると止水できます。



◆水道の届出を忘れずに

3月下旬から4月上旬の時期は、水道の開栓・閉栓の手続で窓口が大変混み合います。引っ越しの日が決まりましたら、早めの手続をお願いします。

手続せずに引っ越された場合、引っ越し後もお客様使用分として水道料金の請求が発生しますので、必ず届出をお願いします。(さかのぼっての中止はできません。)

※届出や問い合わせの際には、「水道使用料のお知らせ」に記載のお客様の使用番号をお知らせください。

各種届出	水道を使用開始するとき	3 日前	水道係 各出張所	お持ちください 印鑑を
	引っ越しするとき			
	水道を一時的に使わないとき			
	使用者の名義が変わるとき			
	給水装置の所有者の名義が変わるとき	速やかに	水道係	
	給水装置の新設・改造・移設に関すること	随時		
	給水装置の撤去に関すること			

水道料金のお支払いは納期限までに

名古屋の展望のバス停について

■問い合わせ■ 企業課運輸係 電話2-1126

4月1日より名古屋の展望に停留所が新設されました。停留所名は「名古屋の展望」です。

時刻表については下表のとおりです。

「名古屋の展望」停留所時刻表						
坂下 (神湊行き)	7:36	8:54	11:08	12:53	14:51	16:33
坂上 (末吉行き)	8:32	10:10	12:24	14:26	15:49	17:56

教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話2-7071

今月の学校行事

- 各小・中学校 始業式 6日(水)
- 各小学校 入学式 6日(水)
- 各中学校 入学式 7日(木)
- 各中学校 修学旅行
 - 富士中学校 21日(木) ～ 25日(月)
 - 三原中学校 24日(日) ～ 28日(木)
 - 大賀郷中学校 25日(月) ～ 29日(金)
- 大賀郷中学校 給食試食会 26日(火) 正午～
- 大賀郷中学校 職場体験
 - 27日(水) ～ 29日(金)



教育相談とは…

4月に入学するお子さんの保護者に、八丈町の教育相談と特別支援教育についてお話しする機会がありました。新入生にとって、学校はまったく新しい環境です。勉強や人間関係などで困難にぶつかって不きげんになったり、からだの変調を訴えるようになると、保護者もまた大きな心配をかかえることになります。

説明会のときは、教育相談の標語になっている「話してみよう、あなたの心配」ということばをお伝えしましたが、「相談したからといって、何がどう変わるの」という疑問に、すぐ満足いただける答はなかなかむずかしく、それは、相談ということばにふくまれる二つの意味が関係しているように思われます。

相談というと、ふつう、問題解決に役立つ知識や経験の豊かな専門家と話し合い、指導や助言を受けることを意味します。相談した人は、そこで示される具体的な情報をもとに、みずから問題解決に向かいます。学校では、進路相談がこれにあてはまります。

相談にはまた、相談相手との信頼関係にもとづき、相談の場を通じて相談者自身が自分のかかえる問題や自己への理解を深めていくという働きがあり、カウンセリングがこれにあたります。学校では、専門的な訓練を受けたスクール・カウンセラーが相談の場を準備します。すなわち、問題をかかえた子どもや保護者、教師に寄りそい、相談者が自分の課題や自己と向きあえる場所と時間を用意するのです。スクール・カウンセリングでは、子どもや保護者には具体的な指導・助言をしないのが原則です。

子どもの教育をめぐる問題は、とても複雑になっています。相談を受けた側が助言するだけですむケースは少なく、環境を改善するために教育・福祉など関係機関の協力を求め、力を合わせて解決に取り組むこともあります。

教育相談室では、困っている人、悩んでいる人の気持ちに共感し、じっくりお話を聞くことの大切さを忘れず、役割を果たしていきたいと思います。

(教育相談室 伊藤 宏)

■八丈町教育相談室

電話 2-0591 毎週火・金曜日 午前8時30分～午後5時

■東京都教育相談センター（教育相談一般）

電話 03-3360-8008

平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時

■東京いのちの電話

電話 03-3264-4343（24時間）

八丈島歴史民俗資料館 企画展示

たんそうしょうえもん
第4回 丹宗庄右衛門と八丈島焼酎

現在、歴史民俗資料館の第4回企画展示、「丹宗庄右衛門と八丈島焼酎」を実施中です。丹宗庄右衛門の生まれた地、鹿児島県阿久根市などについての展示も行っていますので、是非ご覧ください。

<丹宗庄右衛門とは>

船頭であった丹宗庄右衛門は、抜け荷（密貿易）の罪で、江戸で幕府に捕らえられ、八丈島に流されました。八丈島には15年ほどおり、明治維新の赦免で薩摩に帰り、珍しいことに八丈の妻子を後に引き取っています。なかなかの好人物であったようです。

<八丈島焼酎の元祖！>

八丈島では、現在焼酎が製造されていますが、実はこの焼酎を伝えたのは丹宗庄右衛門でした。それまでは、蒸留酒である焼酎はなく醸造酒が造られていましたが、かなり得体の知れないものであったようです。また、しばしば飢饉に見舞われた八丈島では、穀類を使う酒造りは禁止されていました。保存のきかないサツマイモを原料に造られる焼酎は、酒好きだと言われた八丈島民を喜ばせたものであり、現在も八丈は焼酎の産地になっているので、彼は島の大恩人です。

なお、八丈島は、明治40年代に酒税法の対象になり自家製造は禁止されますが、丹宗庄右衛門の焼酎製法を戦後まで伝えてきた、青ヶ島の焼酎造りについての展示も行っています。



丹宗庄右衛門の墓

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

図書館からのお知らせ

●図書館を利用するには

図書館で本やDVDなどを借りる時は、「図書貸出カード」が必要です。図書館カウンターで「図書貸出カード交付申込書」に必要事項を記入することで、すぐに発行できます。なお、申込手續の際はご本人確認ができるもの（運転免許証や保険証など）が必要です。（小さなお子さんの場合も確認しています）

●図書貸出カードの更新手続き

既に図書貸出カードを作られた方も、3年ごとに更新の手続きが必要です。住所や電話番号など変更がないか確認しています。更新時期を迎えた方には貸出の時などに声をおかけします。

変更があった場合は図書館カウンターで変更届を記入し、変更内容が確認できるものと一緒にお出しください。図書貸出カードはそのままお使いいただけます。

●坂上各出張所でも返却できます

4月から、樫立・中之郷・末吉出張所で本、雑誌だけでなく、DVDや紙芝居も返却できるようになりました。各出張所の業務時間中に、出張所内の返却箱に入れてください。出張所で返却された本・DVDなどは、返却手続きが完了するまでに数日かかることがありますので、お気を付けください。

返却できるもの：八丈町立図書館の本・雑誌・紙芝居・DVD

ほかの図書館から借りた本は、今までどおり、
図書館のカウンターに直接お返しください。

このバーコードが貼ってあるもの



●4月23日は「子ども読書の日」

4月23日の「子ども読書の日」を記念し、児童文学作家・手作りおもちゃ研究家の木村研さんの本を展示します。貸出もできます。

期間：4月23日（土）～5月29日（日） カウンター前展示コーナー

木村さんは今年の文庫まつりの講師として5月に来島されます。詳細は次号でお知らせします。お楽しみに！

●今月のおはなし会 9日（土）午前10時～11時 こどものほんのへや

読み聞かせ：CS文庫（大賀郷）・しただみ文庫（末吉）（都合により変更する場合があります）

絵本の読み聞かせや工作遊びを予定しています。みなでおじゃりやれ♪

●今月の新着図書から。

『カエルの楽園』百田 尚樹 著

『今どきコトバ事情』井上 俊 編

『たのしいあやとり大図鑑』フィグインク 編

『でんしゃがはしる』山本 忠敬 さく・え

まだまだたくさんあります！ ぜひ図書館のホームページをご覧ください！

●休館日 毎週月曜日・28日（木・館内整理日）・29日（金・昭和の日）

●開館時間 午前9時30分～午後5時

*** 返却期限を過ぎていませんか？ お手元の本、雑誌、DVD などの返却日をご確認ください！ ***

■問い合わせ■ 八丈町立図書館（八丈町コミュニティセンター内） 電話2-0797

犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により、犬を飼育する際には、市町村への登録と年1回の予防注射が義務付けられています。八丈町では飼い犬の登録・狂犬病予防注射を次の日程で行います。お近くの会場で忘れずにお済ませください。

●日程

実施日	会 場	時 間
4月14日（木）	小宮山久男商店駐車場	午前9時～10時
	漁協テングサ倉庫前（護神）	午前10時10分～10時30分
	パパズ・イン駐車場（底土）	午前10時40分～11時
	漁協神湊倉庫跡（仲屋商店前）	午前11時10分～11時30分
	旧西見バス停前	午後1時30分～2時
	東海汽船 八重根待合所前	午後2時15分～2時40分
4月15日（金）	大賀郷園地駐車場※	午前9時～9時30分
	大里バス停前	午前9時40分～10時
	檜立公民館車庫	午前10時15分～10時40分
	中之郷公民館前	午前10時50分～11時10分
	末吉公民館前	午前11時20分～11時40分
	八丈町保健福祉センター駐車場	午後2時～3時

※大賀郷公民館駐車場は工事中のため、今回の会場ではありません。

●料金

◎予防注射料金	3,650 円
＜内訳＞ ・ 予防注射料	3,100 円
・ 注射済票交付手数料	550 円
◎登録手数料（新規登録する犬のみ）	3,000 円

円滑に受付を行えるよう、できるだけお釣りの無いようにご用意ください。

●予診票について

案内通知とともに予診票を同封します。必要事項を記入のうえ、接種当日にお持ちください。

●「鑑札（カンサツ）」と「注射済票（チュウシャスミヒョウ）」

飼い犬の登録を行ったときには「鑑札」を、注射を済ませたときには「注射済票」を交付します。「鑑札」は登録時の一生に一回、「注射済票」は毎年の注射の度に交付しますので、両方とも必ず飼い犬につけてください。万が一、迷子になったときに迷子札の役割を果たします。なお、紛失した場合には再交付ができますが手数料がかかります。

●留意事項

- ・ 登録および注射を受ける犬は、生後91日以上の犬です。
- ・ 接種当日には犬を清潔にし、会場へは犬をおさえられる方が連れてきてください。
- ・ 実施日に来られない方は、後日、八丈動物病院にて接種を行ってください。
- ・ 新たに飼いはじめた犬、島外から転入してきた犬は、町への登録および登録の変更届が必要ですので、問い合わせてください。
- ・ 飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行わない、飼い犬に「鑑札」「注射済票」をつけていない場合は、狂犬病予防法により20万円以下の罰金を科されることがあります。

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

町立八丈病院運営協議会議事要旨

平成28年2月18日 午後6時 会議室

報告事項 1) 平成27年度収支について 2) 平成27年度患者数調などについて
3) 医師および職員の異動について 4) その他

委員の意見など

○外来待合室の温度を調節できないでしょうか

当院は全館一括空調で温度管理しており、病棟には入院されている患者さんもうらっしゃいますので、外来待合室のみの温度調節をすることはできません。脱ぎ着しやすい格好でご来院ください。

○外来受診時に血液検査の結果表をいただけないでしょうか

血液検査の結果表はお渡しできますので、遠慮なさらずに医師にお話してください。

○事務局からの報告とお願い

(1) 4月から精神神経科の診療体制に多少の変更があります。

現在の精神神経科の診療時間帯は毎週月曜日の午後と火曜日の午前ですが、4月からは、第2、3週は月曜日終日診療のみになり、火曜日の診療はありません(第1、4週の診療時間帯に変更はありません)。

(2) 病棟の面会時間は、平日は午後3時から午後7時30分まで、休日は午後1時30分から午後7時30分までです。入院されている患者さんの安静のために、面会時間は厳守願います。

貴重なご意見ありがとうございました。

町立八丈病院運営協議会名簿 任期：平成26年9月1日～平成28年8月31日

三根地域	沖山重彦	金川津屋子	大賀郷地域	小栗卯雄	折田正江
樫立地域	伊勢崎正恵	伊勢崎とし子	中之郷地域	佐々木弥重子	岡野真理子
末吉地域	村山真理子	松代勝子			
医師	岩淵一也		歯科医師	菊池一江	

他 都職員 1名 町職員 3名

町立八丈病院運営協議会は、病院の円滑な運営を図ることを目的に活動しています。

病院の運営、診療、施設についての疑問や要望は、町立八丈病院または地域の委員に問い合わせください。

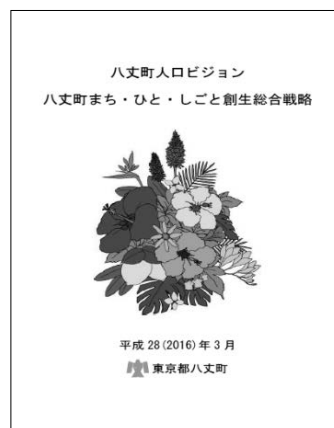
■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話 2-1188

「八丈町基本構想・基本計画」並びに

「八丈町人口ビジョン、八丈町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました!!

平成28年3月に「八丈町基本構想・基本計画」並びに「八丈町人口ビジョン、八丈町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。策定にあたり、多くの皆さんから活発な意見を頂戴しました。ご尽力いただきました皆さんに御礼申し上げます。

策定された計画などは、町ホームページ、各出張所、企画財政課にて閲覧できます。



■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120

東京都都営交通無料乗車券のご案内と更新のお知らせ

東京都内に居住し、次の要件に該当する方に東京都都営交通無料乗車券を発行しています。

■発行対象者

【A券（通用期間3年）の対象者】

- ①身体障害者…身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②知的障害者…療育手帳（愛の手帳）の交付を受けている方
- ③戦傷病者…戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第6項症および第1款症～第5款症に該当する方
- ④原爆被爆者…被爆者健康手帳の交付を受けている方で厚生労働大臣の認定を受けた方および健康管理手当の支給を受けている方

【B券（通用期間1年）の対象者】

- ①生活保護受給世帯員…生活保護を受けている世帯の世帯主またはその世帯員1人（保護期間が3カ月以上ある方）
- ②中国残留邦人等…中国残留邦人支援給付を受けている方またはその配偶者
- ③児童扶養手当受給世帯員…児童扶養手当の支給を受けている方またはその方と同一生計の方1人
- ④被救護者…児童福祉法に規定する児童養護施設または児童自立支援施設に入所している方

※ただし、①～④の対象者のうち東京都シルバーパスをお持ちの方には発行されませんのでご注意ください。
 ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は別の無料乗車券（期限2年）がありますので問い合わせください。

■手続きについて

無料乗車券の更新は、**通用期限が切れる月の1日**から可能です。新規の方は随時受け付けます。

○申請に必要なもの

- ① 申請書（福祉健康課（1階9番窓口）にあります）
- ② 各種手帳、証明書、決定通知等
- ③ 通用期限が切れる無料乗車券

※紛失などによる再発行も1度に限り行います。

利用できる交通機関…都電、都バス、都営地下鉄、東京都日暮里、舎人ライナー

※町営バスは利用できません。

■申請・問い合わせ ■ 【A券】福祉健康課障がい福祉係 電話 2-5570
 【B券】福祉健康課厚生係 電話 2-5570

島外医療機関へ通院される方への交通費一部助成（平成28年度）

島内の医療機関では治療できないなどの理由で、島外の医療機関を受診される方に対し、引き続き交通費の一部を助成します。平成26年度より難病患者における支給回数を最大2回までに改正しているほか、平成28年度より**中学生以下の付添者分を合わせて助成**するようになりました。

平成28年度分の申請手続きや平成27年度分の申請期限については折込をご覧ください。

■問い合わせ ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

電力自由化に伴う電話勧誘などにご注意ください

4月1日より消費者が電力会社を自由に選べる、いわゆる電力自由化制度が全国で始まりますが、**八丈町ではこれまで通りで変わりません。**

「電力会社はどちらを選択しましたか？」という電話やメール、チラシなどが来ることが予想されますが、そういったもので金銭を要求されても、絶対にその場で要求に応じないでください。

しつこい勧誘や、不審な電話があった場合は、町役場や警察にご連絡ください。

■問い合わせ ■ 八丈島警察署 電話 2-0110
 総務課庶務係 電話 2-1121

観光 おじゃれ11万人

■問い合わせ■ 産業観光課観光商工係 電話 2-1125

行事
予定

4月

フリージア・インフィオラータ 町役場庁舎 他

2日(土)・3日(日)

来島者数・観光客数推計

	空 路		海 路		合 計		観光客(推計)		前年比
	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	
4月	5,865	6,900	1,158	753	7,023	7,653	4,856	5,292	▲8.2%
5月	7,024	7,865	1,972	1,479	8,996	9,344	8,592	8,924	▲3.7%
6月	4,877	5,060	1,224	1,000	6,101	6,060	4,612	4,581	0.7%
7月	8,108	8,219	1,823	1,886	9,931	10,105	7,712	7,847	▲1.7%
8月	12,749	12,793	4,832	4,695	17,581	17,488	14,881	14,802	0.5%
9月	7,745	7,240	2,363	1,973	10,108	9,213	8,425	7,679	9.7%
10月	7,321	6,396	1,361	1,123	8,682	7,519	5,734	4,966	15.5%
11月	6,548	7,206	1,118	1,153	7,666	8,359	5,317	5,798	▲8.3%
12月	6,473	6,946	851	774	7,324	7,720	4,337	4,571	▲5.1%
1月	6,210	6,182	765	644	6,975	6,826	4,366	4,273	2.2%
2月	6,004	5,505	655	484	6,659	5,989	3,600	3,238	11.2%
計	78,924	80,312	18,122	15,964	97,046	96,276	72,432	71,971	0.64%

※海路には、8月1日(にっぽん丸)の大型客船寄港分が含まれています。

地熱館の入館料が無料になりました！

3月18日より入館料が無料となりました。

島の成り立ちから、暮らしを支えるエネルギーまで
学べる地熱館に、ぜひお越しください！

■開館時刻 午前9時30分～午後4時30分

(最終入館は午後4時)

年中無休で開館しています

■場 所 中之郷2872番地(えこ・あぐりまーと 近く)

○地熱館駐車場の一時閉鎖について

東京電力株式会社が実施する八丈島地熱発電所の定期点検などに伴い、発電所敷地内において大型車両が作業します。定期点検の円滑な実施および八丈島地熱館の来館者の安全確保のため、以下の期間、地熱館の駐車場を閉鎖します。期間中にご来館の際には、「えこ・あぐりまーと」の駐車場をご利用ください。地熱館は通常通り開館しています。

ご理解とご協力をお願いします。

■閉鎖期間 ①4月10日(日)～28日(木) ②5月6日(金)～6月13日(月)

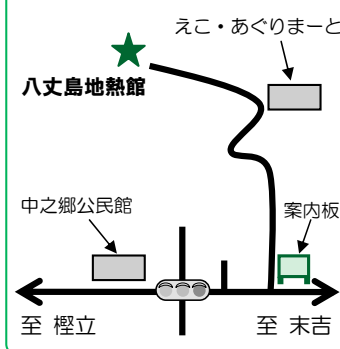
※天候などの理由により作業工程に影響が出た場合、期間を延長することがあります。

■発電所の点検に関する問い合わせ 東京電力株式会社 八丈島事務所 電話 2-0009

■その他の問い合わせ■ 八丈島地熱館 電話 9-5426

企画財政課企画情報係 電話 2-1120

【地図：中之郷地域】



母子保健

■問い合わせ・申し込み■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

※健診の対象者には個別通知します

今月の健康診査

会場：保健福祉センター

3・4か月乳児・産婦健康診査 4月12日（火） 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成27年11月17日～平成28年1月12日生まれの乳児とその産婦

1歳6か月児健康診査 4月19日（火） 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成26年8月24日～平成26年10月19日生まれの幼児

4歳児歯科健康診査 4月13日（水） 受付：午前9時15分～10時

○対象 平成24年1月21日～平成24年4月13日生まれの幼児



こども心理相談（要電話予約）

会場：保健福祉センター

4月19日（火） 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6か月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

すくすく相談（要電話予約）

会場：保健福祉センター

4月11日（月） 午前9時30分～11時30分

日頃の子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士・助産師が応じます。母子健康手帳をお持ちください。

両親学級（要電話予約）

日時：下記4回コースで行います。 会場：保健福祉センター

新しい命を迎える準備をしましょう。お母さんの体調が良い時にいらしてください。お父さんも歓迎します。

1回目 4月8日（金） 午後1時30分～3時30分 妊娠中の生活の工夫、お母さんと赤ちゃんの栄養

2回目 4月14日（木） 午後1時30分～3時30分 歯の健康（歯科健診・口腔内の健康の話）、マタニティ体操、沐浴

3回目 4月21日（木） 午後1時30分～3時30分 お産を迎える準備（お産の進み方、呼吸法）

4回目 4月28日（木） 午後1時30分～3時30分 赤ちゃんの健診・病気、産後の話

もぐもぐ離乳食（要電話予約）

会場：保健福祉センター

4月22日（金） 午後10時～11時30分

生後7カ月から11カ月の保護者を対象として、お子さんの月齢や発達に合った離乳食の進め方についての教室を開催しています。安心して離乳食を進めることができるように実際に試食をしながら、離乳食についての不安を一緒に解決しましょう。

○持ち物：三角巾、エプロン、母子健康手帳、おんぶ紐（必要な方）

子どもの定期予防接種のお知らせ

●四種混合集団接種	4月14日（木）	午後3時～3時30分
●BCG集団接種	4月21日（木）	午後3時～3時30分
●麻しん風しん第1期集団接種	4月21日（木）	午後3時30分～4時
●ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌集団接種	4月28日（木）	午後3時～3時30分
●予約制個別接種	4月14日（木）	午後3時30分～4時
	4月28日（木）	午後3時30分～4時

●会場：町立八丈病院小児科

予約制個別接種は、お子さんの体調不良などで集団接種の機会を逃した方や時間の都合がつかない方などのために、毎月第2、第4木曜日に設けており、事前予約が必要です。ご希望の方は、実施日の1週間前までに連絡ください。

■予約・問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

妊婦健康診査における公費負担検査項目の追加について

平成28年4月1日から妊婦健康診査の公費負担検査項目に「HIV抗体検査」と「子宮頸がん検診」が追加されます。

対象者は原則として平成28年4月1日以降に母子健康手帳を交付される妊婦の方です。

妊婦子宮頸がん検診は産婦人科診療ガイドラインにより妊娠初期（妊娠15週まで）に検査することが勧められています。受診の際は妊婦子宮頸がん検診受診票を病院へ提出ください。

HIV抗体検査については、妊婦健康診査1回目で行われます。東京都各市町村で発行された旧妊婦健康診査受診票が4月1日以降もそのまま利用できます。

<4月以降に転入された方へ>

妊娠初期に子宮頸がん検査を行っておらず、妊婦子宮頸がん検診受診票をお持ちでない方に対し、妊婦子宮頸がん検診受診票を交付します。母子手帳をお持ちのうえ、福祉健康課保健係（10番窓口）へお越しください。交付期限は6月末になります。不明な点は問い合わせください。

※既に子宮頸がん検診を妊娠期間中に受診した方へさかのぼっての公費負担はありません。

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 保健師 電話2-5570

子ども家庭支援センターからのお知らせ

開館日 平日 午前8時45分～午後5時 第2土曜日 午前9時～正午
第2土曜日以外の土、日、祝日はお休みです。

交流ひろばの催し 毎週水曜日 午前10時30分～11時

親子で楽しめる催しを企画しています。ぜひお越しください！

- 4月6日（水）手遊び歌
- 13日（水）こいのぼり作り
- 20日（水）食について【管理栄養士】
- 27日（水）母の日のプレゼント作り

※育児・保健相談は随時受け付けています

第2土曜日（9日）も
0歳～未就学児を
対象に交流ひろばを
開放しています♪

就学前のお子さんの身体測定 催し物がある日以外で可能なときに測定します。

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話2-4300

電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」のご案内

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士の法律相談（電話相談）を実施しています。相談は無料です。

ご相談者のプライバシーは固く守られますので、安心してご相談ください。

相談日・時間 月・水・金曜日（祝休日を除く） 午後1時～4時

※相談時間中は、直接、電話でご相談いただけますが、相談中の場合もあります。

事前に予約いただくと確実です。

事前予約 月～金曜日（祝休日を除く） 午前9時～午後5時

■相談・予約・問い合わせ■ 東京都生活文化局広報広聴部都民の声課 電話 03-5388-2245

平成28年度 上半期 島しょ法律相談日 カレンダー

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金
		1	2		6		1	3			1	1	3	5			2
4	6	8	9	11	13	6	8	10	4	6	8	8	10	12	5	7	9
11	13	15	16	18	20	13	15	17	11	13	15	15	17	19	12	14	16
18	20	22	23	25	27	20	22	24		20	22	22	24	26		21	23
25	27		30			27	29		25	27	29	29	31		26	28	30

※ 斜線の日程（祝日）は、相談はお休みです。

第二東京弁護士会による電話法律相談 平成28年度上半期日程

相談実施日：各月第4金曜日 午前10時～正午（完全予約制で、1人あたり20分程度）

4月22日、5月27日、6月24日、7月22日、8月26日、9月23日

相談料金：無料 ※通話料はかかります。

予約手順：①相談日の前日午後3時までに電話にて申し込みください。

第二東京弁護士会法律相談センター 電話 03-3592-1855

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時15分

②予約後、申込用紙をFAXでお送りしますので、必要事項を記入し、FAX返送をしてください。合わせて相談事項に関する書類など（登記簿謄本、戸籍謄本、契約書、相手方とやり取りしている手紙など）もお送りください。なお、相談予定日の2日前までにお送りいただくようお願いします。 **FAX番号 03-3581-3337**

③予約日時になりましたら、次の番号にご連絡いただき、弁護士と相談をしてください。

相談受付電話番号：03-3581-2407

■問い合わせ■ 第二東京弁護士会法律相談課 担当：佐藤 電話 03-3592-1855

行政相談

国、東京都、町の仕事などについて「要望や苦情をどこで相談したらよいかわからない」、「処理が間違っている」など、行政と住民のパイプ役として行政相談員が相談に応じます。

○日 時 4月12日（火）午前10時～正午 ○場 所 町役場 1 階 相談室 1

○相談員 近藤勝重

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120

「表示登記の日」無料相談

- 相談内容 土地・建物の調査・測量、境界問題および不動産の表示登記の相談
- 相談日時 4月8日（金）午前10時～午後3時まで
- 相談場所 高橋司法書士事務所 八丈町三根12-4
- 電話番号 2-1086 または 090-4844-6070
- 相談担当 東京土地家屋調査士会七島支部 斎藤 孝道 ○後援 東京法務局

東京法務局 特設登記所開設

東京法務局では、職員派遣による特設登記所を開設し、不動産や商業・法人の登記申請に関する相談、相続や抵当権に関する相談、その他の登記相談、各種申請書および証明請求書の受け付けを実施します。

◎特設登記所へ相談などでお越しの際は、お手持ちの資料をご用意ください。

◎届出や申請などの際は、事前に法務局へ電話相談し、必要書類を確認することをお勧めします。

日 時：4月19日（火）午後2時30分～5時
 4月20日（水）午前9時～正午、午後1時～4時30分
 4月21日（木）午前9時～正午

場 所：八丈町役場1階 相談室1・2

※登記相談の受け付けは、
終了時間の30分前までです。

■問い合わせ■ 東京法務局不動産登記部門 電話 03-5213-1330（不動産）
 法人登記部門 電話 03-5213-1337（商業・法人）

募集中!

子育てのお手伝い、しませんか？

ファミリーサポートセンターは、育児の援助を受けたい方（利用会員）と援助ができる方（提供会員）を結ぶお手伝いをする組織で、それぞれの会員を随時募集しています。就学などで子育てが一段落した方、子育て経験を生かしたい方、退職された方などで満20歳以上の方、空いた時間でお手伝いしてみませんか？お手伝いできる日時のみの活動で構いません。万一の事故に備えた補償保険もあります。

援助活動について

会員登録・講習会受講（提供会員のみ）後は、当センターが会員同士の引き合わせと連絡調整を行います。

活動内容例：①保育施設までの送迎、保育施設での保育時間前後の子供の預かり

②放課後や放課後児童クラブ終了後の子供の預かり

③保護者の病気や外出、何らかの用事がある際の子供の預かり

対象年齢：概ね生後6カ月～10歳未満（病児は対象としません）

謝礼金：活動後に利用会員から提供会員へ支払います。

1時間あたり 700円（平日 午前8時～午後5時）

1時間あたり 900円（平日 上記以外の時間、土日・祝日・年末年始）

活動場所：原則は提供会員宅ですが、双方の合意があれば利用会員宅、公園、子ども家庭支援センター 交流ひろばなどでの活動も可能です。



～興味のある方はぜひ問い合わせください！～

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300

春の八丈町交通安全運動 4月6日（水）～15日（金）

この運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけ、町民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図るとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

●「運動の基本」子供と高齢者の交通事故防止

- 子供は大人の行動を見ています。大人が交通ルールを守りお手本となりましょう。
- 子供や高齢者を見かけたら徐行するなど「思いやりのある運転」を心がけましょう。
- 高齢運転者は、自己の運転能力を過信することなく安全運転に心がけましょう。

●自転車の安全利用の推進

自転車も車両です。標識を守るのはもちろん、ジグザグ運転、携帯電話の操作や音楽を聞きながらの運転はやめましょう。

●後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

全てのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を確認してから運転しましょう。

●飲酒運転の根絶

飲酒運転が重大事故に直結する悪質な犯罪であることを自覚し、車で外出し飲酒してしまった場合は、タクシーなどの利用や、家族や知人に迎えに来てもらうなど交通ルールの遵守を徹底しましょう。二日酔いも飲酒運転です。運転をしなければならない日の前日はお酒を控えましょう。

●二輪車の事故防止

ヘルメットを正しく装着し、自己の運転能力を過信することなく、カーブや交差点の手前では十分に速度を落とすなど、安全運転を心がけましょう。

●交通安全パレード

日 時 4月10日（日） 午前9時30分～正午

開催時間	パレードコース	
午前9時30分～9時40分	末吉地域	あさめま商店末吉店前～末吉公民館
午前9時55分～10時05分	中之郷地域	八丈ガーデン前～中之郷駐在所
午前10時15分～10時25分	樫立地域	富次郎商店前～樫立駐在所
午前11時～11時20分	大賀郷地域	大賀郷小前～旧役場駐車場
午前11時30分～11時50分	三根地域	開善院交差点～三根小学校

※雨天時は、車両のみになる場合があります。



町長上京日記 2月



15日～25日

- ANA1892便にて上京
- 東京都土地改良事業団体連合理事会
- 東京都土地改良事業団体連合通常総会
- 東京都町村会役員会
- 東京都町村長会議
- 東京都町村会自治功労者表彰式
- 東京都町村会自治研修会
- 全国離島振興協議会正副会長会議
- 全国離島振興協議会理事会
- 東京都島しょ振興公社打合せ
- 日本離島センター設立50周年記念祝賀会
- 東京都島しょ振興公社理事会
- 島じまん2016実行委員会
- 伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会
- 東京都島嶼町村会島嶼町村長会議
- 東京都島嶼町村会・同議長会合同会議
- 東京都島嶼町村一部事務組合定例会
- J R新幹線ひかり473号にて岡山駅へ
- 岡山市長表敬訪問
- 岡山市行政視察
- 瀬戸内市長表敬訪問
- 瀬戸内市行政視察
- J R新幹線ひかり474号にて東京駅へ
- 全国離島振興協議会国境離島法案に関する要望活動
- T O K Y O M Xテレビ表敬訪問
- ANA1895便にて帰島

平成28年度地域振興に係る補助事業（第 1 回）の募集

東京都島しょ振興公社では、島しょ地域にお住まいの地域振興を図ることを目的に事業を実施する団体・個人に対し、その経費の一部を補助しています。

募 集 期 間 平成28年4月1日（金）～4月22日（金）

対 象 事 業

- ・ 地域振興に係る特産品に関する事業
- ・ 地域振興に係る観光振興に関する事業
- ・ 地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業
- ・ その他地域振興に資する事業
 - (1) 地元の元気創生
 - (2) 地域振興に係る第一次産業活性化に関する事業
 - (3) 地域振興に係る環境保全に関する事業

※（1）～（3）は平成28年度限定で追加されたテーマです。

補助対象団体

- ・ 5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿などのある団体など
- ・ 島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者・組合・財団法人・社団法人・特定非営利活動法人・その他東京都島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人など

・ 島しょ地域内の個人事業者

※中小企業、創業予定者は対象外

補 助 金 額 補助対象経費の5分の4以内で100万円（特に必要と認められる事業については200万円）を限度とする。

事 業 の 期 間 事業開始から平成29年3月31日まで

申 込 方 法 所定の申請書により平成28年4月22日（金）までに企画財政課へお持ちください。提出された書類に基づき、島しょ振興公社が審査、決定をします。

詳細は企画財政課で配布する募集案内・交付要綱をご覧ください。

■問い合わせ■ 公益財団法人 東京都島しょ振興公社 電話 03-5472-6546
企画財政課企画情報係 電話 2-1120

町営温泉使用料金などの改定について

町営温泉ブルーポート・スパ ザ・BOONについて、4月1日から料金を改定します。これに伴い各種温泉券の設定金額も下表のとおり、見直しますので、町営温泉のますますのご愛顧をよろしくお願いします。

また、これまでふれあいの湯、やすらぎの湯、みはらしの湯で販売していた「定期券」は販売を終了しました。（既にお持ちの定期券については期限まで有効としています。）各町営温泉のご利用が多い方は、各施設回数券をお求めいただくとお得です。

※これまで利用してきたザ・BOONの回数券については、残り枚数と年齢に応じて、ザ・BOON受付または福祉健康課保健係にて新しい温泉券と引き替えます。

なお、新規回数券（みはらしの湯、ザ・BOON共通回数券）に切り替わるまでの間、「みはらしの湯回数券」でもザ・BOONをご利用いただけますのでぜひご利用ください。

	大人（中学生以上）	小学生	70歳以上の町民
ザ・BOON 当日券	700円⇒ 500円	300円⇒ 200円	700円⇒ 200円
ザ・BOON 回数券（1冊12回分）	7,000円⇒ 5,000円	3,000円⇒ 2,000円	7,000円⇒ 2,000円
入湯証 1日各温泉フリーパス	700円⇒ 600円	350円⇒ 200円	700円⇒ 200円

バスタオルのレンタル料金 100円については変更ありません。

バスパ（路線バス・温泉共通券）で、ザ・BOONもご利用いただけるようになります。

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

八丈島 JAZZ フェスティバル 2016 ～ CJP (Children jazz project) メンバー募集 !! ～

八丈島文化協会では、今夏に開催される「八丈島 JAZZ フェスティバル 2016」の CJP (Children jazz project) のメンバーを募集しています。

■ CJP 募集概要

八丈島 JAZZ フェスティバル 2016 (8月26日 (金)・27日 (土) 開催予定) の企画運営 (ゲスト出演者選定、広告物のデザイン、宣伝方法の検討・実施、グッズ製作など) を実行委員会と一緒にいきます。詳細は問い合わせください。

■ 対象 小学生 (高学年)、中学生、高校生

～ CJP メンバーからのメッセージ～

私たちは、JAZZ フェスで感じた音楽の感動を、たくさんの人たちに伝えたいと活動しています。現在のメンバーは、過去3回のステージに出演した中高生が中心ですが、もっとたくさんの人たちと一緒に活動できたら嬉しいです。たくさんのご応募をお待ちしています!!

■ 応募・問い合わせ ■ 八丈島 JAZZ フェスティバル実行委員会事務局 (担当: 山下)

電話 090-5817-3266

英会話教室 生徒募集 !! ～楽しく英語を覚えよう!～

● 受講 小学生以上 (八丈町在住の方)

● クラス ※時間・曜日により、クラスのレベルが異なります。詳しくは問い合わせください。

① 小学生クラス…小学生専用のクラスです。

② 一般クラス…大人向けのクラスです。(中・高校生含む)

③ ベビーママクラス…小さなお子さんをお持ちの方専用のクラスで、幼児を同伴して受講できます。

● 場所 保健福祉センター、大賀郷・中之郷公民館

● 応募方法 応募締切 4月20日 (水)

① 教育課、各出張所にある「申込書」に記入のうえ、提出してください。

② メールアドレスをお持ちでない方は、返信用封筒が別途必要です。

(あて名を記入し、82円切手を貼付してください。)

③ 申込締切後に、授業編成を行い、通知します。

時間割や実施日など詳しい内容については、教育課または各出張所で配布する「申込要領」をご覧ください。

■ 問い合わせ ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071



町立八丈病院からの募集案内!

～職員募集～

◆ 助産師 2名 ◆ 薬剤師 1名 ◆ 臨床工学技士 1名

○ 対象者 資格保有者 ○ 選考方法 職員採用試験 ○ 提出書類 履歴書・エントリーシート

○ 1次試験 書類選考 ○ 2次試験 (1次試験通過者のみ) 口述試験 (面接)

～薬剤師 (パート) 募集～

○ 対象者 資格保有者 ○ 選考方法 面接など

○ 提出書類 履歴書など ○ 勤務時間 応相談

※履歴書は八丈町ホームページからダウンロードするか、町立八丈病院事務局で受け取ってください。勤務条件や提出書類など詳細については、問い合わせください。

■ 問い合わせ・申し込み ■ 町立八丈病院事務局 電話 2-1188

八丈町放課後子どもプラン がじゅまる広場・とびっこクラブ指導員の募集！！

広場の維持のため、お手伝いいただける方を募集しています

子どもが好きな方ならどなたでも大歓迎！あなたも一緒に働きませんか？

※特に三根小学校で勤務いただける方、お待ちしております！！

対象者 体力に自信があり、子どもが好きで、町内に住所を有する方
(高校生についてはご相談ください)

業務内容 八丈町放課後子どもプラン（がじゅまる広場・とびっこクラブ
(学童)）に参加する小学生児童への安全管理、指導など

※参加する児童は、八丈町で保険に加入しており、大きな怪我などの対応は町で行います。

勤務場所 各小学校

**勤務時間
(シフト制)** 放課後（おおそ午後2時、場合によっては午後0時30分）から午後6時30分（日祝除く）
(長期休暇(夏休みなど)や、土曜日は午前8時から勤務もあります)

応募方法 八丈町の指定する履歴書に写真を貼付のうえ必要事項を記入し、福祉健康課厚生係または教育課生涯学習係まで持参してください。

時 給 910円（※保育士、幼稚園教諭、教員免許等保持者は優遇します。履歴書に記入してください。）

※採用方法、注意事項、詳しい事業内容、履歴書様式などは問い合わせいただくか、八丈町ホームページをご覧ください（※「八丈町放課後子どもプラン」で検索）。

○子ども達の元気な様子は見てみたいけれども、いきなり指導員は・・・など迷っている方へ

がじゅまる広場ではボランティアの方の募集もしています。一部の業務のお手伝いだけでも大歓迎です。

興味のある方はぜひご連絡ください！募集要項はホームページにも掲載しています。

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話2-7071



○4月の航路ダイヤ

【東海汽船】 電話 2-1211 「橘丸」

三宅島・御蔵島経由 東京竹芝-八丈島
<東京竹芝発 22:30> <八丈島発 9:40>

【東京愛らんどシャトル】 空席状況アドレス（東邦航空ホームページ）

<http://tohoair-tal.jp/>

…詳しくは・東邦航空予約センター 電話 2-5222
・問い合わせ 電話 2-5200

【ANA】電話 0570-029-222

機体情報 最大乗員数

A320 166人 B738 167人

便名	羽田発	八丈島着	機種
1891	7:30	8:25	A320
1893	12:15	13:10	B738
1895	15:50	16:40	A320

便名	八丈島発	羽田着	機種
1892	9:00	9:55	A320
1894	14:05	15:00	B738
1896	17:15	18:15	A320

区 間	期 間	普通運賃	往復割引(片道)
羽田=八丈島	4/1 ~ 4/30	22,390	15,190

※運航事業者の都合により、急な時刻変更などもあります。ご注意ください。

町立病院臨時診療日 その他、専門外来診療

・耳鼻咽喉科 4月18日(月)～20日(水) ・糖尿病教室 4月15日(金)

その他、専門外来診療は下記のとおりですが、**予約制**となっています。

診療科によって予約方法が異なりますので、平日の午前8時30分から正午までに、院内予約係窓口または、電話(2-1188)にて連絡ください。

○その他の専門外来診療

・精神神経科 ・整形外科 ・内分泌内科 ・皮膚科 ・糖尿病内科
・腎臓内科 ・消化器内科 ・神経内科 ・眼科 ・循環器内科 ・泌尿器科

■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話2-1188

SCHEDULE 2016 4月

三根公民館 大賀郷公民館 榎立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 多目的ホール「おじゃれ」

日	月	火	水	木	金	土
					1 高齢者健康教室 榎 10:00~12:00	2 フリージア インフィオラータ
3 フリージア インフィオラータ し尿収集運搬休業日	4 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	5 高齢者健康教室 末 10:00~12:00	6	7	8 両親学級 1 日目 保福 13:30~15:30	9 図書館おはなし会 10:00~11:00 し尿収集運搬休業日
10 し尿収集運搬休業日	11 すくすく相談 保福 9:30~11:30 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	12 3-4 か月児・産婦 健康診査 保福 13:15~13:45 受付	13 4歳児歯科健康診査 保福 9:15~10:00 受付	14 両親学級 2 日目 保福 13:30~15:30 高齢者健康教室 中 10:00~12:00	15	16
17 榎立・中之郷地域敬老会 榎 中 11:00~13:30 し尿収集運搬休業日	18 高齢者健康教室(三根) 大 10:00~12:00 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	19 1歳6か月児健康診査 保福 13:15~13:45 受付 こども心理相談 保福 9:00~16:00	20	21 両親学級 3 日目 保福 13:30~15:30	22 もぐもぐ離乳食 保福 10:00~11:30	23 し尿収集運搬休業日
24 し尿収集運搬休業日	25 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	26	27	28 両親学級 4 日目 保福 13:30~15:30 図書館休館日	29 し尿収集運搬休業日 図書館休館日	30

町役場開庁日 平日 8:30 ~ 17:15

温泉休業日 ※定休日が祝日の場合は営業します。

町立病院 臨時診療日 受付時間 / 8:00 ~ 11:00
※初めて町立八丈病院にかかる方は
8:30 から受付。

	診療日	診療時間
耳鼻咽喉科	18日(月) ~ 20日(水)	9:00 ~
糖尿病教室	15日(金)	8:30 ~

※その他の専門外来診療は予約制のため相談ください。
予約：院内予約係窓口、または電話(2-1188 平日 8:30 ~ 正午)

	休業日
ふれあいの湯	4日 11日 18日 25日 毎週月曜日
みはらしの湯	5日 12日 19日 26日 毎週火曜日
ザ・BOON	6日 13日 20日 27日 毎週水曜日
やすらぎの湯	7日 14日 21日 28日 毎週木曜日

4月29日(金) ~ 5月8日(日)まではゴールデンウィーク臨時営業のため、
全ての町営温泉は休まず営業します。

4月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

三 根						
日	月	火	水	木	金	土
					1 燃・害	2
3	4 金属	5 燃・害	6 資源 古着	7 燃・害	8 燃・害	9
10	11 金属	12 燃・害	13 資源	14 びん	15 燃・害	16
17	18 金属	19 燃・害	20 資源	21 燃・害	22 燃・害	23
24	25 金属	26 燃・害	27 資源	28 燃・害	29 燃・害	30

大 賀 郷						
日	月	火	水	木	金	土
					1 金属	2
3	4 燃・害	5 資源 古着	6 燃・害	7 燃・害	8 金属	9
10	11 燃・害	12 資源	13 燃・害	14 燃・害	15 金属	16
17	18 燃・害	19 資源	20 燃・害	21 燃・害 びん	22 金属	23
24	25 燃・害	26 資源	27 燃・害	28 燃・害	29 金属	30

榎立・中之郷・末吉						
日	月	火	水	木	金	土
					1 金属	2
3	4 燃・害	5 燃・害	6 資源 古着	7 燃・害	8 金属	9
10	11 燃・害	12 燃・害	13 資源	14 燃・害	15 金属	16
17	18 燃・害	19 燃・害	20 資源	21 燃・害 びん	22 金属	23
24	25 燃・害	26 燃・害	27 資源	28 燃・害	29 金属	30

※第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を停止します。